

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 309社

主要な会社名

株式会社第一勧業銀行

株式会社富士銀行

株式会社日本興業銀行

みずほ証券株式会社

みずほ信託銀行株式会社

なお、ユーシーカード株式会社他24社は持分の増加などにより当中間連結会計期間から連結しております。

また、安田ユニオンクレジット株式会社他5社は合併、清算等により連結の範囲より除外しております。

非連結子会社

主要な会社名

ONKD, Inc.

日本キャリエール株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 83社

主要な会社名

株式会社千葉興業銀行

新光証券株式会社

なお、株式会社ワールドゲートウェイは設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

また、The CIT Group, Inc.他8社は売却等により持分法適用の範囲より除外しております。

持分法非適用の非連結子会社、関連会社

主要な会社名

ONKD, Inc.

日本キャリエール株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
5月末日	2社
6月末日	235社
7月末日	1社
8月末日	2社
9月末日	65社
12月末日	3社

4月末日、5月末日及び12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 資本連結手続に関する事項

持分プーリング法の適用

株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行（以下「三行」）は、株式移転制度を利用して共同で完全親会社となる株式会社みずほホールディングス（以下「親会社」）を設立いたしました。

この企業結合に関する資本連結手続は「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法を適用しております。

持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法であります。

企業結合を持分の結合と判定した根拠

今回の企業結合については、以下の点等を総合的に考慮し、リスクと便益が継続的に共有され、取得会社を識別することができないため、持分の結合に該当すると判断いたしました。

- a. 三行の議決権付普通株式のほとんどすべてが実質同一内容の親会社の議決権付普通株式と交換され、交換後の株式に重要な制限がないこと。
- b. 三行の公正な評価額が著しく異なっていないこと。

統合の新聞報道がなされた日の前日である平成11年8月18日現在の東京証券取引所終値に同日における議決権付普通株式発行済株式総数を乗じることにより算定した三行の時価総額の割合が以下のとおり、著しく異なっていないこと。

株式会社第一勧業銀行	1.094
株式会社富士銀行	1.258
株式会社日本興業銀行	1.000

（便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする）

また、統合比率算定の際に参照した平成11年4月1日から同年8月18日までの終値平均値に基づいて三行の時価総額を算定した場合であっても、その割合が以下のとおり著しく異なっていないこと。

株式会社第一勧業銀行	1.078
株式会社富士銀行	1.192
株式会社日本興業銀行	1.000

（便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする）

- c. 三行のいずれも契約等により親会社の重要な財務及び営業又は事業方針の決定を支配する権限を有していないこと。
- d. 三行のいずれも親会社の取締役会その他意思決定機関を支配する事実が存在しないこと。